

# 議会運営委員会

令和6年3月1日  
委員会室

## 1 開 会

## 2 第 100回 3 月 定例会 の 運 営 等 に つ い て

### (1) 追加議案の取扱いについて

#### ア 追加議案名

西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について

#### イ 概要等

地方税法の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例措置を追加

#### ウ 取扱い

3月4日(月)本会議第2日、上程済み議案の委員会付託決定→追加議案上程→提案説明・質疑→委員会付託(7日(木)総務産業常任委員会)

※3月4日(月) 9時30分から 議員協議会

### (2) その他

## 3 その他

## 第 100回市議会定例会追加議案の概要

### ◆議案第39号 西脇市税条例の一部を改正する条例の制定について

#### I 改正理由

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため。

#### II 改正の概要

##### 1 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例（附則第5条の2）

(1) 対象税 個人市民税

(2) 施行日 公布の日

(3) 内 容

令和6年能登半島地震災害により住宅・家財等の資産について損失が生じたときは、選択により令和6年度分の個人市民税（令和5年分所得）※において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。

※現行法では、令和7年度分の個人市民税（令和6年分所得）から雑損控除を行うこととなる。

〈雑損控除の対象になる資産の要件〉

損害を受けた資産が次のいずれにもあてはまること。

1 資産の所有者が次のいずれかであること。

(1) 納税義務者

(2) 納税義務者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が48万円以下の者

2 棚卸資産、事業用固定資産、山林、生活に通常必要でない資産のいずれにも該当しない資産

「生活に通常必要でない資産」

別荘等の主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で保有する資産や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨董品など

##### 2 その他引用条項の改正（附則第6条）